

令和3年度決算に係る

定期監査
決算審査
資料

令和4年8月

総務部 税務課

目 次

		頁
1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
	(3) 決算審査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	決算資料	12
7	事業別実施状況調べ	13
8	予備費の充用調べ	15
9	現金の取扱状況	15
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
10	財産に関する調べ	15
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 基金	
	(4) 債権	
11	財産の貸付け及び使用許可調べ	15
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	
12	借受不動産明細調べ	15
13	職員駐車場の管理状況調べ	15
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
14	寄附物件の受納状況調べ	15
15	備品の処分状況調べ	15
16	貸付金等状況調べ	16
	(1) 総括表	
	(2) 償還状況	
17	収入未済額調べ	17
	(1) 県税未収金(個人県民税を除く)	
	(2) 税外未収金	
○	意見、要望等	18

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

(3) 決算審査意見

決算審査意見	処理状況
<p>イ 収入未済額の縮減について</p> <p>県税では、引き続き市町村・関係機関等と連携した滞納整理等の取組を推進するとともに、税外収入では、債権管理事務取扱要領等に沿って、収入未済発生の未然防止や滞納初期の対応など債権の適正な管理、回収に取り組まれない。</p>	<p>県税収入未済額の約7割を個人県民税が占めている現状に鑑み、平成22年度に県と全市町村が設立した任意組織「鳥取県地方税滞納整理機構」による取組を強化し、滞納整理事務の効率化、徴収職員の能力向上などを引き続き図っていく。</p> <p>また、地方税法第48条による個人住民税の徴取引継制度の積極的利用を引き続き進める。</p> <p>税外収入については、各債権ごとのマニュアルに沿い、適正かつ効率的な債権管理・回収を行うとともに、未納となり始めた早期段階で催告を行うことで新規発生額の抑制を図り、税外未収額の圧縮に努めてきたところである。</p> <p>なお、各債権同士で情報共有を行うことで、効率的な債権回収に取り組み始めており、破産免責等、回収不能となった債権については、債権放棄を議会に諮るなど、一層の税外未収額の圧縮を図っていく。</p>

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	4.4.1 現在	3.4.1 現在	
定 員	14	12	0	0	0	0	14	12	
現 員	() 14	(2) 15	() 0	() 0	() 0	() 0	() 14	(2) 15	
過不足(△)	0	3	0	0	0	0	0	3	
臨 時 的 任 用 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会 計 年 度 任 用 職 員	3	3	0	0	0	0	3	3	一般事務(2名) 債権管理アドバイザー

4 役付職員の調べ

(令和4年8月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
課長	吉川 徹	1	4	
課長補佐	前田 隆宏	4	4	
課長補佐	牧田 潤一		4	出納員
課長補佐	城戸 智道		1	

5 主な事業に関する調べ

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
電子的申告・納税方法の拡大	—	—	—	—
将来ビジョン	—			
令和新时代創生戦略	大項目	—		
	中項目	—		
	小項目	—		
	SDGsゴール	—		
政策項目	—			
<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 県税の収納窓口を金融機関・県税事務所の窓口に加えて、24時間利用できる電子的な申告・納税窓口を増やすことにより、納税者の利便性の向上及び納期内納付率の向上を図る。 また、電子的な申告の拡大に伴い、県税事務の省力化を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○クレジット納税 平成24年度より「Yahoo!公金支払いホームページ」からクレジットカードを利用して納められるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内(納期限)であればインターネットから休日、夜間を問わず24時間手続きが可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。</p> <p>(参考)Yahoo!公金支払いの取扱い終了に伴い、令和4年度からは次の取扱いを開始した F-REGI公金支払い ・取扱期間 令和4年4月1日～ ・対象税目 自動車税種別割(定期賦課分)</p> <p>○スマホ収納 平成30年度から「ヤフー公金アプリ」によりスマートフォンを利用して納付書のコンビニバーコードを読み取り、納税できるよう収納窓口を拡大。これにより、利用可能期間内であれば休日、夜間を問わず24時間手続きが可能であり、コンビニ等に出向くことなく納められ、納税者の利便性が向上する。</p> <p>LINE Pay ・取扱期間 令和元年7月1日～ ・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税</p> <p>PayPay ・取扱期間 令和元年9月30日～ ・対象税目 自動車税(コンビニ対応分)、個人事業税、不動産取得税</p> <p>○OSS(ワンストップサービス) 自動車保有するための登録、保管場所証明、各種諸税の納税などの手続きをインターネットで一括して行うことができる「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(通称OSS)」の稼働を開始。これにより、各行政機関(警察、運輸支局、県税)へ出向くことなく納付・納税ができ、納税者の利便性が向上する。</p> <p>・導入日 平成31年1月4日 ・対象税目 自動車税環境性能割、自動車税種別割(新車新規登録等)</p> <p>○電子申告システム(eLTAX)・地方税共通納税システム 平成18年1月に開始した地方税電子申告システム(eLTAX)サービスの普及拡大に努めた。平成19年4月から税理士が関与する申告については納税者の電子署名が不要となり、また、平成23年9月からは、法人設立・設置届等の電子申請・届出サービスを追加し、手続きの簡素化が図られるとともに納税者の利便性が向上した。申告書送付時に電子申告利用促進チラシを同封する等、周知・PRに努めている。 なお、令和元年10月1日より、地方税共通納税システムを導入し、従来から可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となった。令和3年10月1日から、対象税目に金融三割(県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割)が追加された。</p> <p>・対象手続き(申告) 法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び金融三割の申告 ・対象手続き(届出等) 法人設立・設置届、異動届等</p>				

- イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
 ○クレジット納税業務におけるYahoo! 公金支払いのサービス終了に伴う事業者変更。
 ○地方税共通納税システムの対象税目の拡大。

ウ 成果及び効果

現金が手元がない場合でも24時間利用できるため、納期内納付率の向上につながっている。また、窓口へ直接出向く必要がないことや、紙の申告書記入の手間がなくなり、納税者の利便性が向上している。

●以下参考資料

＜自動車税の納期内納付状況＞

年度	区分	課税件数	納期内 利用件数	納期内 利用率	納期内 納付率
R 1	全体	200,771件			85.86%
	クレジット		8,021件	4.66%	
	スマホ		18件	0.01%	
R 2	全体	203,510件			86.96%
	クレジット		7,414件	4.20%	
	スマホ		8,093件	4.58%	
R 3	全体	200,209件			88.85%
	クレジット		7,807件	4.39%	
	スマホ		9,159件	5.16%	

※納期内利用件数、納期内利用率及び納期内納付率は件数ベースの数値

＜OSS利用状況＞

年度	利用率	全国	中国5県 平均
R 1	5.75%	46.63%	17.35%
R 2	12.31%	53.10%	27.17%
R 3	27.20%	55.40%	34.65%

※新車新規登録の申請件数ベース（OSS/全申請）

＜電子申告(eLTA)利用率の推移＞

法人2税

年度	利用率	全国
R 1	80.00%	73.70%
R 2	81.00%	77.20%
R 3	84.93%	集計中

金融三割

年度	利用率	全国
R 1		
R 2		
R 3	10.42%	集計中

※令和3年10月から開始

＜地方税共通納税システム利用率＞

①…共通納税納付件数 ②…電子(eLTA)申告利用件数

年度	利用率(①/②)%	①	②
R 1※	3.41%	199件	5,830件
R 2	6.68%	911件	13,637件
R 3	15.26%	2,176件	14,259件

※令和元年10月～令和2年3月

エ 課題

納税者の利便性のさらなる向上を図るとともに、県民に対する一層の周知に努め、納期内納付率や収納率の向上を図る必要がある。また、納付可能期間や利用対象税目の拡大などについて引き続き検討する。

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
県と市町村連携による徴収対策	—	—	—	—
将来ビジョン	—			
令和新時代創生戦略	大項目	—		
	中項目	—		
	小項目	—		
	SDGsゴール	—		
政策項目	—			
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
<p>厳しい財政状況や少子高齢化による生産年齢人口の減少を踏まえ、各団体とも自主財源確保のために更なる税務行政遂行能力の向上と効率的な執行体制が求められる中、市町村単独での取組には限界があるとの認識のもと、「鳥取県地方税滞納整理機構」や地方税法第48条による個人住民税徴収引継など有効な対策を選択しながら、自主財源の確保に取り組む。</p> <p>特に、平成19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税の調定額及び滞納額が増加したことから、同税(個人県民税)の税収確保及び徴収体制の強化を図る。</p>				
【個人県民税の状況】				
○税源移譲の影響				
・調定収入状況(現年分)				
	区分	18年度 A(移譲前)	3年度 B(移譲後)	差引(B-A)
	調定額 a	83.2億円	159.2億円	76.0億円
	収入額 b	81.6億円	158.2億円	76.6億円
	収入未済額 a-b	1.6億円	1億円	▲0.6億円
	徴収率 b/a	98.1%	99.4%	1.3%
○徴収状況(現年分+滞納繰越分) <資料1>				
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の県税全体の収入未済額の76%を個人県民税が占めている。 平成19年度に比べ7.9%の増加。(令和2年度はコロナの影響で法人関係税の未納が多いため、割合が下がっているが、例年は未納の7割程度を個人住民税が占めている) 税源移譲後は、徴収率が低下傾向にあり繰越額が累増していたが、各種取組の成果により平成22年度以降未収額の圧縮が図られ、徴収率も上昇に転じている。 				
(イ) 事業の実施状況				
(1)「鳥取県地方税滞納整理機構」における共同滞納整理				
県と市町村の共同滞納整理により、事務の効率化と徴収職員の能力向上を図った。				
【鳥取県地方税滞納整理機構】 <資料2>				
<ul style="list-style-type: none"> 設立年月日 平成22年4月1日 設置目的 <ul style="list-style-type: none"> ①県税と市町村税の重複滞納者への滞納整理の一括実施による重複事務の解消 ②収税体制の確立による県と市町村の徴収能力の向上 ③収税体制の高度化、効率化に向けた県と市町村の連携・共同のあり方の検討 組織形態 任意組織(法人格なし) 参加団体 県及び県内全市町村 計20団体 運営体制 地方税滞納対策推進本部(本部長:県総務部長) <ul style="list-style-type: none"> 幹事会(幹事長:県税務課長) 事務局(県税務課企画・市町村税担当) 支部(各県税事務所) 業務内容 県・市町村が滞納者への訪問、納税交渉を共同で実施 <ul style="list-style-type: none"> 連名での文書催告の実施 人員体制 各県税事務所と各管内市町村の税務職員が相互に身分を併任し、月5日程度、共同で業務を実施 				
[取組実績] <資料3>				
<ul style="list-style-type: none"> 機構で引き受けた滞納者に対して、滞納整理機構への移管予告書を送付 差押え(1,433千円)、交付要求(209千円)を実施 徴収が不可能なものについては滞納処分執行停止等を行った。 				

- 地方税法第48条による個人住民税の徴取引継 <資料4>
個人住民税の徴収困難事案について、市町村長の同意の上、徴取引継ぎを受けて県が直接徴収を実施した。
(令和3年度 157人、39,766千円引受)
- 税務職員長期派遣制度(相互派遣)<資料5>
2年間の期間で県から徴収担当職員を市町村へ派遣した。
(R3年度 鳥取市、米子市に派遣)
- 徴収担当職員のネットワークによる徴収能力の向上
各県税事務所と管内各市町村の徴収担当職員が、徴収現場で必要としている実務的テーマを持ち寄って徴収技能向上を図る研修を実施した。

(2)個人住民税の特別徴収の推進

- 平成30年度の特別徴収の県内一斉指定を継続し、市町村と連携し、以下の取組を行った。
- ・広報チラシ、事業者向けの事務手引き、Q&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、特別徴収未実施事業者へのチラシの送付など、広報に努めた。
 - ・年末調整説明会において、事業者へチラシを配布するとともに、説明を行った。
 - ・税務署、税理士会等の関係団体に、本取組への協力依頼を行った。
 - ・市町村間で特別徴収義務者の情報を共有し、指定漏れの捕捉に努めた。

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 各県税事務所と管内市町村で個人住民税の合同徴収方針会議を開催するとともに、地方税法第48条による徴取引継の補完業務として、市町村の実態に応じた滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施した。
- 個人住民税の特別徴収の一斉指定(徹底)に当たっては、実際に特別徴収事務を行っている市町村と検討会議を開催するなど、連携を取りながら進めた。

ウ 成果及び効果

- 個人県民税の徴収率の向上及び収入未済額の圧縮
個人県民税の徴収率は、平成23年度からこれまで上昇傾向にあり、令和3年度は前年度に比べて+0.1%。収入未済額についても平成22年度以降、圧縮が進んでおり、令和3年度現年課税分の未済額は、税源移譲前の平成18年度以下に圧縮されている。
(H18未済額)165,432千円 → (R3未済額)95,946千円
コロナ禍の中、県・市町村の連携で、前年度を上回る徴収率あげることができた。
- 税務職員長期派遣制度
徴収確保に加え、派遣先団体の効果・効率的な徴収体制の構築を支援した。
- 徴収担当職員のネットワーク及び滞納整理機構における共同滞納整理実務研修及び徴収方針会議等を通じて、徴収職員の能力向上を図った。
- 個人住民税の特別徴収の推進
平成30年度課税での特別徴収の県内一斉指定を行ったことで、給与所得者の納税の利便性が向上するとともに、現年分徴収率が上昇するなど、効果が発現している。
(給与所得者に占める特別徴収の割合) H30 87.4% → R3 88.9%
(現年分徴収率) H30 99.3% → R3 99.4%

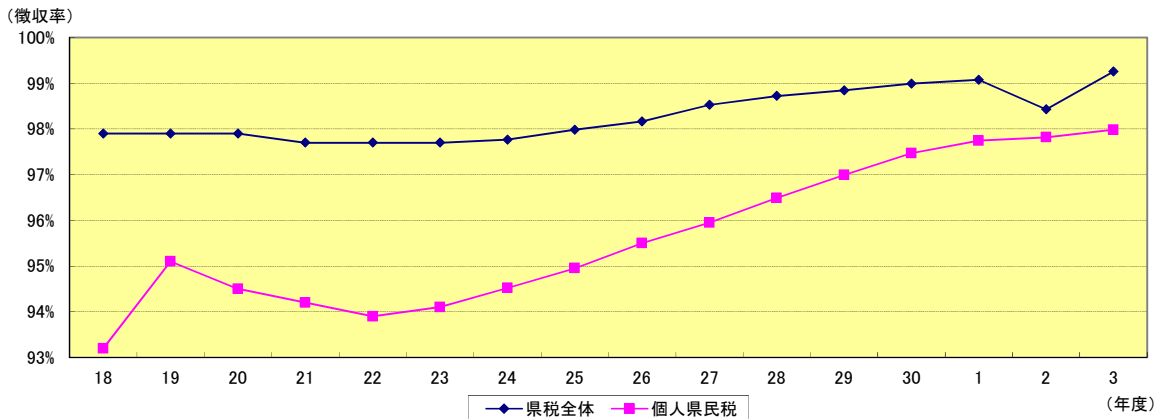
エ 課題

- 都市部の徴収対策
個人県民税の調定額・収入未済額ともに、75%を占める市部の徴収率向上に向けた取組(徴取引継事案については、財産調査結果の客観的な分析により滞納処分又は納税緩和措置の方針を明確にする等)をさらに強化することが重要である。
- 個人住民税特別徴収義務者の電子申告・納税の推進
一定以上の規模の事業者は令和3年1月から、給与支払報告書の電子申告が義務化されたところだが、そうでない事業者でも電子利用を広め、便利で確実な申告納税を促すことが、一層の徴収確保につながる。
- 市町村との税務業務の共同処理
滞納整理機構における共同滞納整理の取組は一定の成果を上げており、維持・充実を図る必要がある。
また、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同実施(H29～米子市と西部県税、R1～中部市町と中部県税、R2～東部市町と東部県税)を開始し、人材育成、知識・技術の相互習得、説明責任の強化等を図っている。
今後も市町村の意向を踏まえて、現行の緩やかな連携を継続させるとともに、個別にメリットのある施策の検討及び実施が求められている。

個人県民税の状況

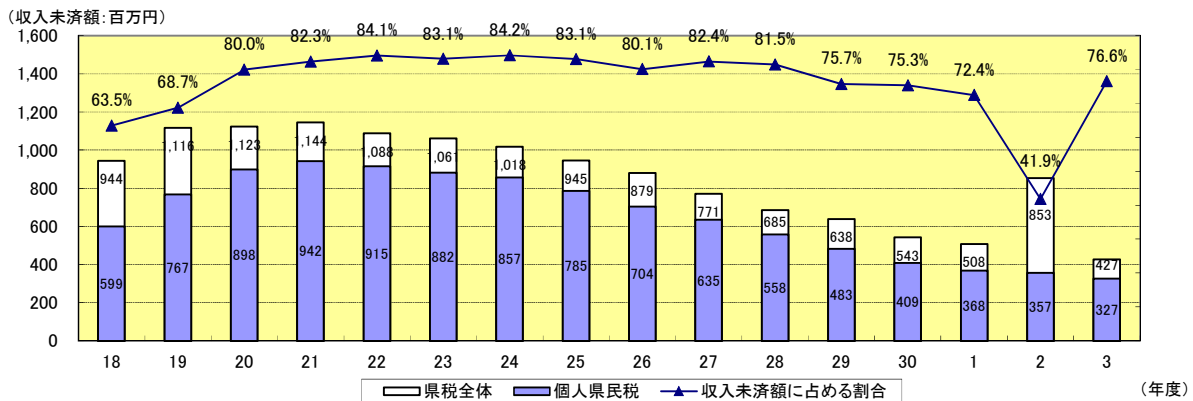
- ・ 平成19年度の税源移譲に伴い、滞納額は累増傾向に（現年未収額の増>滞納繰越分圧縮額）、合計徴収率は下降傾向にあったが、県及び市町村の各種取組の成果もあり改善してきている。
- ・ しかし、依然として県税全体の収入未済額の7割を個人県民税が占めており、更なる滞納額の圧縮が必要な状況である。（2年度はコロナの影響で法人課税に未納が増加し、個人県民税の割合が下がっている）

1. 個人県民税の徴収状況（現年、滞繰計）

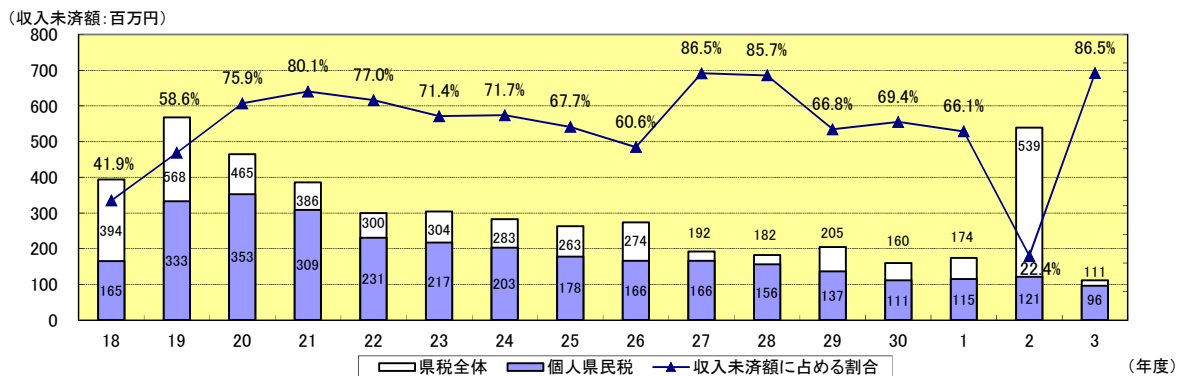


年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
徴収率																
県税全体	97.9%	97.9%	97.9%	97.7%	97.7%	97.7%	97.8%	98.0%	98.2%	98.5%	98.7%	98.8%	99.0%	99.1%	98.4%	99.3%
個人県民税	93.2%	95.1%	94.5%	94.2%	93.9%	94.1%	94.5%	95.0%	95.5%	95.9%	96.5%	97.0%	97.5%	97.7%	97.8%	98.0%

2. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年、滞繰計）



3. 県税収入未済額に占める個人県民税の割合（現年）



鳥取県地方税滞納整理機構運営体制

1 運営体制

(1) 地方税滞納対策推進本部

- ①構成 (県)総務部長、各県税事務所長 (市町村)参加市町村の副市町村長
- ②役員 本部長:県総務部長 副本部長:副市町村長3名(東・中・西部より各1名)

(2) 幹事会

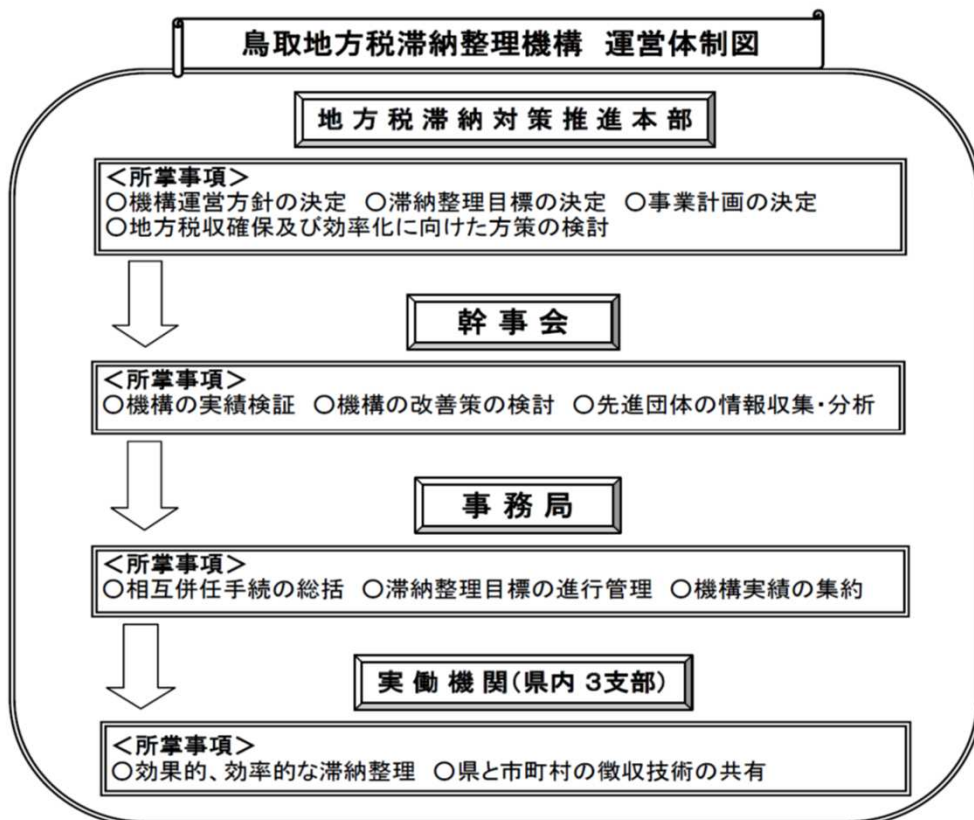
- ①構成 (県)税務課長、各県税事務所副所長
(市町村)参加市町村の税務主管課長
- ②役員 幹事長:県税務課長 副幹事長:参加市町村の税務主管課長3名
(東・中・西部より各1名)

(3) 事務局

県税務課企画・市町村税担当に設置

(4) 実働機関(県内3支部)

各県税事務所に支部を設置し、県と市町村が共同して機構事案に係る滞納整理を実施



2 設置時期

- 本 部:平成22年4月1日(木)
- 東部支部:平成22年5月19日(水)
- 中部支部:平成22年4月30日(金)
- 西部支部:平成22年4月28日(水)

資料 3

機構事案徴収状況及び指定予告書発付状況(R4.3末現在)

(単位:人、千円)

		東部支部		中部支部		西部支部		県計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
指定 予告書 発付 状況	指定予告書発付数 A	0	0	0	0	102	24,435	102	24,435
	Aのうち納付約束等 B	0	0	0	0	60	19,011	60	19,011
	Aのうち反応なし (A-B) C	0	0	0	0	42	5,424	42	5,424
	移管予告効果 B/A						77.8%		77.8%
口頭予告、未指定等 ※ D		100	16,414	0	0	60	19,011	160	35,425
昨年度指定済事案 に係る継続処理分 E									
機構 事案 徴収 状況	指定事案数 (C+D+E) F	100	16,414	0	0	102	24,435	202	40,849
	Fのうち収入済 G	58	9,834	0	0	46	12,086	104	21,920
	Fのうち納付約束等 H	19	2,720	0	0	39	10,143	58	12,863
	処理率 (収入済+処理済) (G+H)/ F		76.5%				91.0%		85.2%
機構 の 活動 効果	指定予告書発付数 +口頭予告等 (A+D+E) I	100	16,414	0	0	162	43,446	262	59,860
	うち今年度の 発付等量 (I-E)	100	16,414	0	0	162	43,446	262	59,860
	Iのうち収入済、 納付約束等 (B+G+H) J	77	12,554	0	0	145	41,240	222	53,794
	活動効果 J/I		76.5%				94.9%		89.9%

※ 「口頭予告、未指定等」欄について、予告後未指定のものがある場合、マイナス表示となる。

地方税法第48条による個人住民税の徴取引継（直接徴収）の状況 ※

資料 4

※ 本規定による引継対象は、市町村税のうち個人市町村民税の滞納繰越事案のみ（固定資産税等、その他の市町村税に係る滞納事案については、引継ぎできない。）。徴収額の人数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。
 ※ 徴収額の人数及び件数欄は本税が完納となった人数（督促手数料は除く）。

1～14 平成18～令和元年度実績

	引継市町村数	滞納者数(人)	滞納税額	徴収率	備考
平成18年度実績	9	93	12,493 千円	29.4%	税務課が直接徴収
平成19年度実績	14	316	29,381 千円	44.5%	各県税局が直接徴収
平成20年度実績	14	304	48,393 千円	38.9%	各県税局が直接徴収
平成21年度実績	13	199	33,799 千円	39.1%	各県税局が直接徴収
平成22年度実績	12	143	21,330 千円	29.4%	各県税局が直接徴収
平成23年度実績	10	76	12,112 千円	35.4%	各県税局が直接徴収
平成24年度実績	8	49	8,605 千円	21.3%	西部県税局が直接徴収
平成25年度実績	9	39	6,440 千円	6.8%	中部・西部県税事務所が直接徴収
平成26年度実績	8	78	36,337 千円	36.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成27年度実績	11	210	77,725 千円	53.5%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成28年度実績	11	214	87,850 千円	53.2%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成29年度実績	9	178	81,044 千円	45.4%	東部・西部県税事務所が直接徴収
平成30年度実績	9	273	119,795 千円	35.6%	東部・西部県税事務所が直接徴収
令和元年度実績	12	253	89,901 千円	46.6%	東部・西部県税事務所が直接徴収

15 令和2年度実績【東部・西部県税事務所が直接徴収】引継市町村数:12市町村 (単位:人,円)

- (1) 引継市町村数: 12 市町村
- (2) 滞納者数: 150 人
- (3) 滞納税額: 40,652 千円
- (4) 徴収率: 58.8 %

市町村名	区分	引受額			徴収額			徴収率 B/A(%)	
		人数	件数	税額 (A)	人数	件数	税額 (B)		
1	東部	鳥取市	48	312	16,664,453	26	185	9,223,842	55.4
2		岩美町	11	54	1,575,200	8	26	1,127,100	71.6
3		八頭町	5	30	830,600	3	19	428,600	51.6
		計	64	396	19,070,253	37	230	10,779,542	56.5
4	西部	米子市	43	281	15,055,733	35	212	7,218,923	47.9
5		境港市	12	76	2,790,329	10	70	2,711,519	97.2
6		日吉津村	2	8	61,315	2	8	61,315	100.0
7		大山町	9	64	1,410,020	7	46	1,013,880	71.9
8		南部町	3	12	217,500	3	12	217,500	100.0
9		伯耆町	5	26	725,200	4	24	582,340	80.3
10		日南町	3	33	345,100	3	33	345,100	100.0
11		日野町	5	16	566,500	5	16	566,500	100.0
12		江府町	4	16	410,000	4	16	410,000	100.0
		計	86	532	21,581,697	73	437	13,127,077	60.8
R2 合計			150	928	40,651,950	110	667	23,906,619	58.8

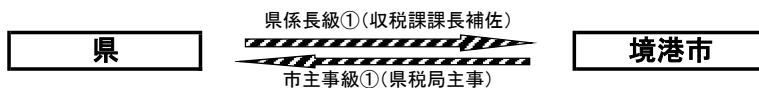
16 令和3年度実績【東部・西部県税事務所が直接徴収】引継市町村数:12市町村 (単位:人,円)

- (1) 引継市町村数: 12 市町村
- (2) 滞納者数: 157 人
- (3) 滞納税額: 39,766 千円
- (4) 徴収率: 38.3 %

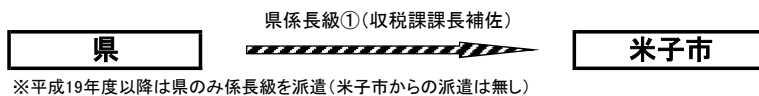
市町村名	区分	引受額			徴収額			徴収率 B/A(%)	
		人数	件数	税額 (A)	人数	件数	税額 (B)		
1	東部	鳥取市	41	352	12,799,153	6	69	1,912,368	14.9
2		岩美町	8	32	1,272,900	5	21	920,850	72.3
3		八頭町	6	63	1,258,700	1	16	314,593	25.0
		計	55	447	15,330,753	12	106	3,147,811	20.5
4	西部	米子市	51	294	16,591,563	22	130	7,467,677	45.0
5		境港市	20	128	2,551,282	7	42	907,528	35.6
6		日吉津村	1	2	101,000	1	2	101,000	100.0
7		大山町	11	74	2,473,022	6	41	1,787,628	72.3
8		南部町	6	19	569,000	2	5	330,000	58.0
9		伯耆町	6	31	801,800	3	16	492,595	61.4
10		日南町	5	80	1,025,862	1	28	849,500	82.8
11		日野町	1	5	189,400	0	0	0	0.0
12		江府町	1	2	131,900	1	2	131,900	100.0
		計	102	635	24,434,829	43	266	12,067,828	49.4
R3 合計			157	1,082	39,765,582	55	372	15,215,639	38.3

県と市町村の税務職員の人事交流

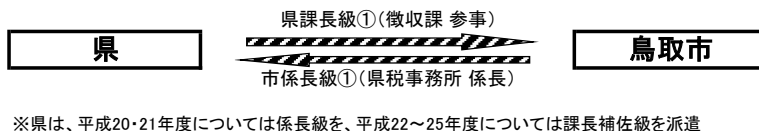
◆境港市(平成15年度～20年度)



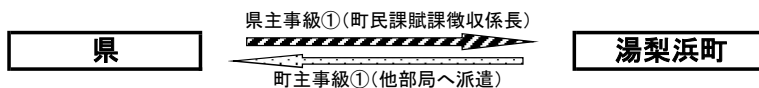
◆米子市(平成17年度～22年度)



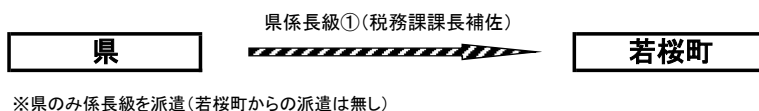
◆鳥取市(平成20年度～27年度)



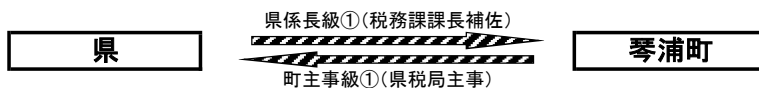
◆湯梨浜町(平成20年度～21年度)



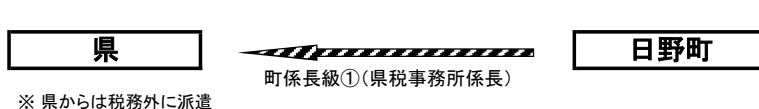
◆若桜町(平成21年度～25年度)



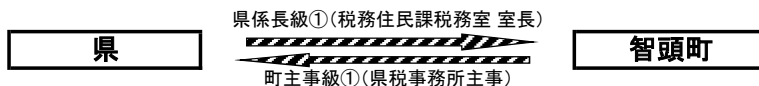
◆琴浦町(平成21年度～24年度)



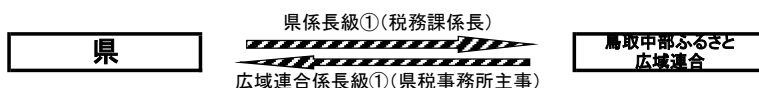
◆日野町(平成25年度～26年度)



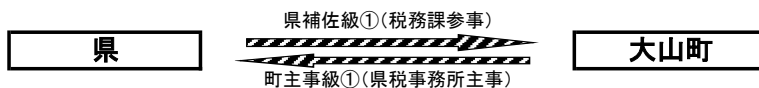
◆智頭町(平成25年度～平成30年度)



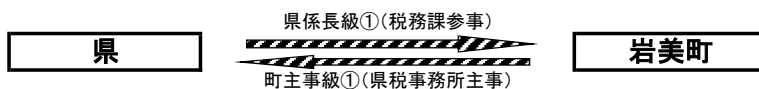
◆鳥取中部ふるさと広域連合(平成28年度～29年度)



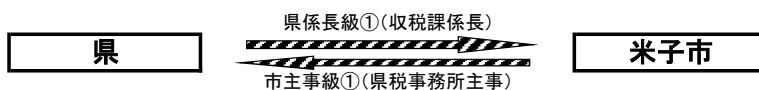
◆大山町(平成29年度～平成30年度)



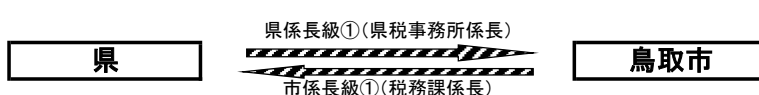
◆岩美町(令和元年度～2年度)



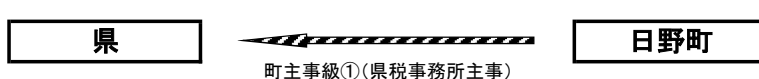
◆米子市(令和元年度～4年度)



◆鳥取市(令和元年度～4年度)



◆日野町(令和3年度～4年度)



(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
税外未収金回収関連強化事業	261	0	0	261
将来ビジョン	—			
令和新時代創生戦略	大項目	—		
	中項目	—		
	小項目	—		
	SDGsゴール	—		
政策項目	—			

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

債権管理を全庁的に推進し、負担の公平及び収入確保を図る。

(イ) 事業の実施状況

- ・各所属で所管する債権の回収について、対応方針等の助言を行った。
- ・OJTを兼ねて、各所属で所管する債権回収のための文書催告や法的措置の指導、口頭弁論への同行、臨戸・電話催告の支援を行った。
- ・鳥取県債権回収計画等に関する条例に基づいて、議会への報告を行った。
- ・情報共有について条例に明記し、各担当課にまたがる「重複滞納者」について、名寄せを行い横断的な対応を行った。
- ・令和元年度より、破産免責、相続放棄等により請求先のない案件の権利放棄を行った。
- ・費用対効果を踏まえた債権回収を図るため、債権回収会社等への回収業務の委託を推進するとともに、債権額の規模が少ない債権については当課において併せて委託した。

【債権回収委託状況】(債権所管課:人権同和対策課、医療政策課、家庭支援課、住まいまちづくり課)

(単位:円)

債権名	委託先	委託債権	回収額
専修学校等奨学資金貸付金等	ニッテレ債権回収(株)	14,755,443	1,863,818
県営住宅家賃等	ライズ総合法律事務所	4,376,598	1,258,818

イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・各所属の債権回収の支援とOJTを兼ね、臨戸同行や共同電話催告を実施した。
- ・回収が困難な債権について、引き続き債権分類を行い、効率的な債権回収を行った。
- ・効率的な債権回収及び多重債務者へ適切な対応を図るため、条例改正し滞納者情報を共有することとした。
- ・破産免責等による実質的に回収不能な案件について、議会に諮ったうえで権利放棄をし、適正な債権管理を行った。
- ・所属の債権回収検討会等に参加し、債権回収の方法やマニュアル等の改正等の助言を行った。
- ・令和4年2月に税外債権管理プロジェクトチーム(チーム長:副知事、構成員:各債権管理所所属部長)を立ち上げた。

ウ 成果及び効果

- ・複数の所属において、各債権回収マニュアル等の見直し検討が進んだ。
- ・早期対応(未収発生直後の取り組み)により、現年度新規発生未収金を抑制した。
86,597千円(令和2年度) → 86,097千円(令和3年度)【見込】 500千円減
- ・回収不能債権について、債権放棄を行うことで適切な債権管理を行った。(4所属、12件、金額 3,586千円)
- ・私債権について、簡易裁判所への支払督促を行った。(1所属、3件、申立額 1,762千円、回収額20千円)
- ・債務名義のある私債権について、強制執行を申立てた。(1所属、6件、申立額 3,284千円、回収額1,497千円)
- ・税外債権管理プロジェクトチームキックオフ会議を開催し、各所属長に対し債権回収のあり方や令和4年度からの債権回収体制を伝達した。

【税外未収金の推移(単位:千円)】 ※病院局・企業局含む。

区分	未収金額	増減	備考
令和3年度末	(見込) 2,233,906	△ 40,516	手続き不備による国庫補助金の受入れ漏れ24億8,683万円は含まず
令和2年度末	2,274,422	△ 53,483	
令和元年度末	2,327,905	△ 55,835	
平成30年度末	2,383,740	△ 75,916	

エ 課題

- ・依然として多額の未収金があり、費用対効果を踏まえつつ、説明責任を果しうる債権管理を進めていく必要がある。
- ・効果的な債権回収のため、回収が困難な債権について、実効性のある債権管理を進めていく必要がある。

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳				
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと納税・広告促進事業	167,864	0	0	0	167,864	
将来ビジョン	—					
令和新時代創生戦略	大項目	—				
	中項目	—				
	小項目	—				
	SDGsゴール	—				
政策項目	—					
ア 目的及び事業の実施状況						
(ア) 目的						
ふるさと納税制度による鳥取県への寄附を幅広く呼び掛けるとともに、制度のPRを通じて鳥取県の魅力を県外の方に再認識していただく機会とする。						
(イ) 事業の実施状況						
①新型コロナウイルス対策特設サイトの開設						
ふるさと納税の使途に、令和2年度から新たに「新型コロナウイルス対策事業」を追加した。あわせて、新型コロナウイルス特設サイトの開設やPRチラシを作成し広く寄附を呼びかけた。						
②鳥取県の魅力PR						
・過去の寄附者や鳥取県出身者等へふるさと納税制度や鳥取県の魅力を伝えるため、リーフレットを作成し配布した。						
・寄附への謝意及び特産品PRを目的として1万円以上の寄附者(県内在住者は除く)に対し、ふるさと納税パートナー企業の協力を得て県特産品等を贈呈した。						
③その他						
令和3年7月豪雨災害による県内の被害への応援を目的としたふるさと納税による寄附を受付実施した。						
◀寄附金総額(受付期間:令和3年7月9日～12月31日)▶						
16,980千円(171件)						
イ 令和3年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点						
特になし						
ウ 成果及び効果						
・寄附金額は県では対前年度比1.15倍に増加し、過去最高の寄附受入額となった。						
年度	県		市町村		合計	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
27年度	14,448	360,699	186,017	3,077,309	200,465	3,438,008
28年度	9,633	211,529	176,746	3,281,613	186,379	3,493,142
29年度	9,152	205,629	172,815	3,353,312	181,967	3,558,941
30年度	9,214	192,979	205,133	3,714,714	214,349	3,907,693
R1年度	12,657	272,189	302,652	5,013,474	315,309	5,285,663
R2年度	13,939	345,301	248,636	4,445,923	262,575	4,791,224
R3年度	16,539	397,285	290,751	5,456,033	307,290	5,853,318
エ 課題						
・引き続き、新型コロナウイルス特設サイトを通じた寄附の呼びかけや鳥取県が取り組む事業に共感を得てもらい応援する人を増やすため、活用する事業を明確に提示して寄附を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」を推進していく必要がある。						

6 決算資料

一般会計(歳入)

(単位:円)

区分	科目	予算現額			計	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額						
歳	県	52,229,714,000	3,002,508,000	0	55,232,222,000	57,470,117,019	57,043,087,449	28,996,623	398,032,947	
	地方消費税清算金	25,948,424,000	552,709,000	0	26,501,133,000	26,443,858,541	26,443,858,541	0	0	
	地方譲与税	7,957,428,000	2,432,750,000	0	10,390,178,000	10,809,979,006	10,809,979,006	0	0	
	使用料及び手数料	1,888,000	0	0	1,888,000	2,229,600	2,229,600	0	0	
入	諸収入	250,934,000	114,639,000	0	365,573,000	387,586,970	351,073,729	1,751,800	34,761,441	
	繰入金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	合計	86,388,388,000	6,102,606,000	0	92,490,994,000	95,113,771,136	94,650,228,325	30,748,423	432,794,388	

一般会計(歳出)

(単位:円)

区分	科目	予算現額			計 A	支出済額 (決算額) B	支出済額の内訳		翌 繰 越 C	年度 繰 越 額	差引残額 (不用額) A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越額			本庁	出納機関				
歳	税務総務費	687,839,000	△ 31,155,000	0	657,623,371	644,079,400	636,821,170	7,258,230	0	13,543,971		
	賦課徴収費	1,269,590,000	3,094,000	0	1,271,744,629	1,253,961,452	209,901,495	1,044,059,957	0	17,783,177		
	地方消費税清算金	11,696,615,000	△ 540,975,000	0	11,147,640,000	10,864,526,541	10,864,526,541	0	0	283,113,459		
	利子割交付金	73,575,000	0	0	73,575,000	62,964,000	62,964,000	0	0	10,611,000		
出	配当割交付金	255,516,000	14,380,000	0	381,367,000	381,367,000	381,367,000	0	0	0		
	株式等譲渡所得割交付金	209,194,000	132,666,000	0	398,444,000	398,444,000	398,444,000	0	0	0		
	法人事業税交付金	733,242,000	250,215,000	0	1,018,619,000	1,018,619,000	1,018,619,000	0	0	0		
	地方消費税交付金	13,285,306,000	289,964,000	0	13,364,345,000	13,245,832,000	13,245,832,000	0	0	118,513,000		
出	ゴルフ場利用税交付金	57,183,000	21,154,000	0	85,172,000	77,040,705	77,040,705	0	0	8,131,295		
	環境性能割交付金	152,322,000	24,212,000	0	177,407,000	177,406,400	177,406,400	0	0	600		
	利子割精算金	94,000	0	0	94,000	0	0	0	0	94,000		
入	県税還付金	380,000,000	289,883,000	0	677,883,000	674,054,399	674,054,399	0	674,054,399	3,828,601		
	合計	28,800,476,000	453,438,000	0	29,253,914,000	28,798,294,897	27,072,922,311	1,725,372,586	0	455,619,103		

7 事業別実施状況調べ

(単位:円)

事業名	予算現額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、不用額の理由等																																												
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計 A																																																	
(税務総務費) 職員人件費	656,712,000	△37,493,000	0	0	619,219,000	606,333,539	0	12,885,461	97.9%	税務課職員及び県税事務所職員の人件費(不用額が生じた理由)																																												
税務管理費	29,149,000	7,611,000	0	939,371	37,699,371	37,484,477	0	214,894	99.4%	給料・共済費の実績が見込みより少なかったため、適正な業務運営を図ることを目的として、次のことを実施した。 1) 鳥取県税関係例規等データベース更新業務委託契約の相手方：第一法規(4月、3月) 2) 県税事務所長・課長会議 3) 税務統計書の作成 ・印刷60部 ・ホームページ上で公開 4) 税務職員の研修 (流用) 県税課税調査・収納管理事業から939,371円																																												
(主)税外未収金回収関連強化事業	1,978,000	△1,273,000	0	0	705,000	261,384	0	443,616	37.1%	主な事業に関する調べごとおよび(不用額が生じた理由) 債権回収業務委託について、委託料の算定基準である債権回収額が見込みより少なかったため。																																												
目 計	687,839,000	△31,155,000	0	939,371	657,623,371	644,079,400	0	13,543,971																																														
(賦課徴収費) 県税課税調査・収納管理事業	1,101,500,000	6,944,000	0	△939,371	1,107,504,629	1,090,456,515	0	17,048,114	98.5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算・調定・収入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県 税</td> <td>予算額</td> <td>51,569,451,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>57,470,117,019</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>20,854,739,669</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>5,295,449,716</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,354,099,850</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>57,043,087,449</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>20,661,023,955</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>5,255,703,593</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>20,160,532,117</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他 徴収金</td> <td>予算額</td> <td>53,396,000</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>63,524,460</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>12,452,310</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>9,224,205</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>41,847,945</td> </tr> <tr> <td>収入額</td> <td>31,913,056</td> </tr> <tr> <td>うち東部</td> <td>9,570,057</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>5,218,173</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>17,124,826</td> </tr> <tr> <td>徴収率</td> <td>50.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方消費税及び狩猟税については、税務課収入 (流用) 税務管理費へ939,371円 (不用額が生じた理由) 地方消費税の税収が見込みより少なく、地方消費税徴収取扱費(負担金)で不用額が生じたもの</p>	区分	予算・調定・収入金額	県 税	予算額	51,569,451,000	調定額	57,470,117,019	うち東部	20,854,739,669	中部	5,295,449,716	西部	20,354,099,850	収入額	57,043,087,449	うち東部	20,661,023,955	中部	5,255,703,593	西部	20,160,532,117	徴収率	99.3%	その他 徴収金	予算額	53,396,000	調定額	63,524,460	うち東部	12,452,310	中部	9,224,205	西部	41,847,945	収入額	31,913,056	うち東部	9,570,057	中部	5,218,173	西部	17,124,826	徴収率	50.24%
区分	予算・調定・収入金額																																																					
県 税	予算額	51,569,451,000																																																				
	調定額	57,470,117,019																																																				
	うち東部	20,854,739,669																																																				
	中部	5,295,449,716																																																				
	西部	20,354,099,850																																																				
	収入額	57,043,087,449																																																				
	うち東部	20,661,023,955																																																				
	中部	5,255,703,593																																																				
	西部	20,160,532,117																																																				
	徴収率	99.3%																																																				
その他 徴収金	予算額	53,396,000																																																				
	調定額	63,524,460																																																				
	うち東部	12,452,310																																																				
	中部	9,224,205																																																				
	西部	41,847,945																																																				
	収入額	31,913,056																																																				
	うち東部	9,570,057																																																				
	中部	5,218,173																																																				
	西部	17,124,826																																																				
	徴収率	50.24%																																																				
税務システム運用事業	168,090,000	△3,850,000	0	0	164,240,000	163,504,937	0	735,063	99.6%	税務事務総合電算処理システム等の税関係システムの運営及び保守を行った。																																												
目 計	1,269,590,000	3,094,000	0	△939,371	1,271,744,629	1,253,961,452	0	17,783,177																																														
(地方消費税清算金) 地方消費税清算金	11,696,615,000	△540,975,000	0	△8,000,000	11,147,640,000	10,864,526,541	0	283,113,459	97.5%	地方消費税について消費地と課税地を一致させる調整を行うため、消費等に関連した基準によって都道府県間において清算を行い、その清算金を他の都道府県に支払った。 (根拠法令) 地方税法第72条の114 (不用額が生じた理由) 地方消費税収が見込みより少なかったため。 (流用) 県税還付金へ8,000,000円																																												
目 計	11,696,615,000	△540,975,000	0	△8,000,000	11,147,640,000	10,864,526,541	0	283,113,459																																														
(利子割交付金) 利子割交付金	73,575,000	0	0	0	73,575,000	62,964,000	0	10,611,000	85.6%	県民税利子割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の26 (不用額が生じた理由) 県税利子割の税収が見込みより少なかったため。																																												
目 計	73,575,000	0	0	0	73,575,000	62,964,000	0	10,611,000																																														
(配当割交付金) 配当割交付金	255,516,000	14,380,000	0	111,471,000	381,367,000	381,367,000	0	0	100.0%	県民税配当割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の47 (流用) 地方消費税交付金から111,471,000円																																												
目 計	255,516,000	14,380,000	0	111,471,000	381,367,000	381,367,000	0	0																																														
(株式等譲渡所得割交付金) 株式等譲渡所得割交付金	209,194,000	132,666,000	0	56,584,000	398,444,000	398,444,000	0	0	100.0%	県民税株式等譲渡所得割額から1%の事務費を控除した額の5分の3に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の67 (流用) 地方消費税交付金から56,584,000円																																												
目 計	209,194,000	132,666,000	0	56,584,000	398,444,000	398,444,000	0	0																																														
(法人事業税交付金) 法人事業税交付金	733,242,000	250,215,000	0	35,162,000	1,018,619,000	1,018,619,000	0	0	100.0%	法人事業額の7.7%に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第71条の76 (流用) 地方消費税交付金から35,162,000円																																												
目 計	733,242,000	250,215,000	0	35,162,000	1,018,619,000	1,018,619,000	0	0																																														

事業名	予算現額				支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業の計画と実績・成果、不用額の理由等																					
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び流用増減						計 A																				
(地方消費税交付金) 地方消費税交付金	13,285,306,000	289,964,000	0	△210,925,000	13,364,345,000	13,245,832,000	0	118,513,000	99.1%	地方消費税額から国に支払った徴収取扱費を差し引き、さらに都道府県間で清算をした後の額の2分の1に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第72条の115 (流用) 配当割交付金へ111,471,000円 株式等譲渡所得割交付金へ56,584,000円 法人事業税交付金へ35,162,000円 環境性能割交付金へ872,400円 (不用額が生じた理由) 地方消費税収が見込より少なかったため。																				
目 計	13,285,306,000	289,964,000	0	△210,925,000	13,364,345,000	13,245,832,000	0	118,513,000																						
(ゴルフ場利用税交付金) ゴルフ場利用税交付金	57,183,000	21,154,000	0	6,835,000	85,172,000	77,040,705	0	8,131,295	90.5%	ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額を、ゴルフ場が所在する市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第103条 (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>交付先市町</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鳥取市</td><td>23,652,153</td></tr> <tr><td>米子市</td><td>6,926,700</td></tr> <tr><td>岩美町</td><td>111,237</td></tr> <tr><td>八頭町</td><td>2,131,850</td></tr> <tr><td>琴浦町</td><td>2,324,385</td></tr> <tr><td>南都町</td><td>5,616,724</td></tr> <tr><td>伯耆町</td><td>28,715,432</td></tr> <tr><td>大山町</td><td>7,562,144</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>77,040,705</td></tr> </tbody> </table> (不用額が生じた理由) ゴルフ場の利用が見込みより少なかったため。	交付先市町	交付金額	鳥取市	23,652,153	米子市	6,926,700	岩美町	111,237	八頭町	2,131,850	琴浦町	2,324,385	南都町	5,616,724	伯耆町	28,715,432	大山町	7,562,144	合 計	77,040,705
交付先市町	交付金額																													
鳥取市	23,652,153																													
米子市	6,926,700																													
岩美町	111,237																													
八頭町	2,131,850																													
琴浦町	2,324,385																													
南都町	5,616,724																													
伯耆町	28,715,432																													
大山町	7,562,144																													
合 計	77,040,705																													
目 計	57,183,000	21,154,000	0	6,835,000	85,172,000	77,040,705	0	8,131,295																						
(環境性能割交付金) 自動車税環境性能割交付金	152,322,000	24,212,000	0	873,000	177,407,000	177,406,400	0	600	100.0%	自動車税環境性能割額から5%の事務費を控除した額の47%に相当する額を市町村に交付した。 (根拠法令) 地方税法第177条の6 (流用) 地方消費税交付金から873,000円																				
目 計	152,322,000	24,212,000	0	873,000	177,407,000	177,406,400	0	600																						
(利子割精算金) 利子割精算金	94,000	0	0	0	94,000	0	0	94,000	0.0%	他の都道府県に本社等を有する法人の法人県民税法人税割に係る利子割額の控除・還付額のうち、本県において納められた利子割額を本社等所在の都道府県との間で精算するもの。(今年度実績なし) (根拠法令) 地方税法第65条の2 (不用額が生じた理由) 法人に係る利子割控除・還付額がほとんど発生しなかったため。																				
目 計	94,000	0	0	0	94,000	0	0	94,000																						
(県税還付金) 県税還付金	380,000,000	289,883,000	0	8,000,000	677,883,000	674,054,399	0	3,828,601	99.4%	県税の歳出還付金及び還付加算金を支払った。 (根拠法令) 地方税法第17条・第17条の4 (流用) 地方消費税消費金から8,000,000円																				
目 計	380,000,000	289,883,000	0	8,000,000	677,883,000	674,054,399	0	3,828,601																						
合 計	28,800,476,000	453,438,000	0	0	29,253,914,000	28,798,294,897	0	455,619,103																						

8 予備費の充用調べ	該当なし
9 現金の取扱状況	該当なし
(1)現金取扱状況	
(2)つり銭の状況	
10 財産に関する調べ	
(1)公有財産	該当なし
(2)金券類の保有状況	
ア 金券の保有状況	
<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
イ タクシーチケットの受払状況	該当なし
(3)基金	該当なし
(4)債権	該当なし
11 財産の貸付け及び使用許可調べ	該当なし
(1) 土地及び建物	
(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	
12 借受不動産明細調べ	該当なし
13 職員駐車場の管理状況調べ	該当なし
14 寄附物件の受納状況調べ	該当なし
15 備品の処分状況調べ	該当なし
16 貸付金等状況調べ	該当なし

17 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(個人県民税を除く)

(単位:円)

区分 科目	過年度			年度分			現年度分			収入未済額計 (A+B)	未収理由
	前年度 以前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	収入未済額 (A)	収入未済額の調定年度内訳		調定額	収入 未済額 (B)			
					30年度以前	元年度			2年度		
法人 県民税	(11,160,321) 11,160,321	(9,391,823) 9,391,823	(63,700) 63,700	(1,704,798) 1,704,798	1,282,223	186,475	236,100	(1,409,737,508) 1,409,737,508 (434,291)	(1,376,801) 1,376,801	(3,081,599) 3,081,599	
個人 事業税	(17,595,375) 18,115,875	(3,249,592) 3,249,592	(792,974) 792,974	(13,552,809) 14,073,309	30,000	979,900	13,063,409	(548,595,800) 548,595,800 (0)	(2,445,600) 3,201,500	(15,998,409) 17,274,809	
法人 事業税	(245,145,122) 245,188,696	(235,620,995) 235,620,995	(107,700) 107,700	(9,416,427) 9,460,001	5,825,097	2,588,438	1,046,466	(13,161,932,600) 13,161,932,600 (284,200)	(1,499,958) 1,499,958	(10,916,385) 10,959,959	
不動産 取得税	(48,187,225) 50,597,215	(2,680,422) 2,680,422	(85,800) 85,800	(45,421,003) 47,830,993	45,432,490	1,735,403	663,100	(725,762,300) 727,336,600	(2,866,500) 4,440,800	(48,287,503) 52,271,793	
ゴルフ場 利用税	(1,437,394) 1,437,394	(0) 0	(0) 0	(1,437,394) 1,437,394	1,437,394	0	0	(107,455,700) 107,455,700 (0)	(0) 0	(1,437,394) 1,437,394	
自動車税 種別割	(3,081,921) 3,081,921	(1,937,821) 1,937,821	(0) 0	(1,144,100) 1,144,100	0	0	1,144,100	(6,914,660,900) 6,914,660,900 (91,000)	(4,023,386) 4,023,386	(5,167,486) 5,167,486	
軽油 引取税	(196,340) 196,340	(196,340) 196,340	(0) 0	(0) 0	0	0	0	(4,642,269,815) 4,642,269,815 (0)	(0) 0	(0) 0	
(旧法によ る税)自動 車税	(8,589,845) 8,589,845	(1,030,742) 1,030,742	(3,148,669) 3,148,669	(4,410,434) 4,410,434	2,915,466	1,494,968	0	(524,000) 524,000 (0)	(0) 0	(4,410,434) 4,410,434	
合計	(335,393,543) 338,367,607	(254,107,735) 254,107,735	(4,198,843) 4,198,843	(77,086,965) 80,061,029	56,922,670	6,985,184	16,153,175	(27,515,195,315) 27,517,525,515 (809,491)	(12,212,245) 14,542,445	(89,299,210) 94,603,474	

注 各欄上段()は、徴収猶予分を除いた金額。

(2) 税外未収金

(単位:円)

区分 収入科目	目	節	細節	過年度				年度分			現年度分			収入未 済額 計 (A+B)	未収理由
				前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不納 欠損額	差引収入 未済額(A)	30年度 以前	元年度	2年度	収入未済額の調定年度内訳	調定額	収入済額 (不納欠損額)		
延滞金			延滞金	34,203,196	17,211,884	1,428,000	15,563,312	13,406,064	359,825	1,797,423	10,003,542	6,673,638 (14,200)	3,315,704	18,879,016	
			本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			出納機関執行分計(目)	34,203,196	17,211,884	1,428,000	15,563,312	13,406,064	359,825	1,797,423	10,003,542	6,673,638 (14,200)	3,315,704	18,879,016	
			加算金	0	0	0	0	0	0	0	57,480	57,480 (0)	0	0	
			過少申告 加算金												
			加算金	69,071	0	9,084	59,987	59,987	0	0	405,673	352,302 (42,131)	11,240	71,227	
			重加算金	5,757,224	371,085	46,988	5,339,151	4,240,233	1,098,918	0	10,388,946	9,885,995 (0)	502,951	5,842,102	
			計(節)	5,826,295	371,085	56,072	5,399,138	4,300,220	1,098,918	0	10,852,099	10,295,777 (42,131)	514,191	5,913,329	
			本庁執行分計(目)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			出納機関執行分計(目)	5,826,295	371,085	56,072	5,399,138	4,300,220	1,098,918	0	10,852,099	10,295,777 (42,131)	514,191	5,913,329	
			地方法人特別税 又は特別法人事業税	11,627,546	6,741,047	46,600	4,839,899	3,022,703	1,430,762	386,434	5,131,889,100	5,131,127,458 (122,400)	639,242	5,479,141	
			合計	51,657,037	24,324,016	1,530,672	25,802,349	20,728,987	2,889,505	2,183,857	5,152,744,741	5,148,096,873 (178,731)	4,469,137	30,271,486	

○ 意見、要望等

該当なし